

菊川市行財政改革大綱

—地域との協働による市民満足度の高い市政運営—

平成 17～21 年度

平成 1 8 年 3 月

菊 川 市

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 改革の必要性 | 3 |
| 第2章 改革の目標と基本方針 | 5 |
| 第1節 改革の目標 | |
| 第2節 改革の基本方針 | |
| 第3章 改革の取組内容 | 11 |
| 第1節 機能的な市役所への変革 | |
| 〔1〕 行政のスリム化 | |
| (1) 事務事業等の見直し | |
| (2) 民間活力の利用 | |
| 〔2〕 行政サービスの向上 | |
| (1) 人材育成の推進 | |
| (2) 市民サービスの向上 | |
| (3) 行政の広域化 | |
| 第2節 市民と行政との協働による市政の確立 | |
| 〔1〕 地域との協働の推進 | |
| (1) 市民参加の機会の拡大と活動支援 | |
| (2) 情報の共有化と透明性の確保 | |
| 第3節 安定的な財政基盤の確立 | |
| 〔1〕 経費節減等の財政効果 | |
| (1) 歳出構造の見直し | |
| 〔2〕 安定した歳入の確保 | |
| (1) 短期的な税源政策 | |
| (2) 中長期的な税源政策 | |
| 第4章 改革の実現に向けて | 15 |
| 〔1〕 大綱の目標年度 | |
| 〔2〕 行財政改革推進体制と進行管理 | |
| 参考資料 | 17 |

はじめに

本市は、平成 17 年 1 月 17 日に 2 町が合併して誕生しました。市民と行政のお互いの顔の見える距離で、新しい自治体の構築に向けて第一歩を踏み出したところであります。

しかしながら、経済の低迷が長期にわたって続いた影響で本市の財政は、大変厳しい状況となっています。景気は緩やかに回復しているものの、今後、大幅な税収増が期待できない上、少子高齢化の進行や、三位一体の改革による補助金、地方交付税等の見直しにより、地方自治体の財政は危機的な状況に置かれています。また、地方分権時代に入り、自己責任、自己決定に基づく行財政運営が求められております。

このような状況の中、本市においても行財政改革は早急に取り組まなくてはならない最重要課題であり、行財政改革推進懇話会で審議、提言いただいた内容に基づき、まとめたものがこの大綱であります。

この大綱は、効率的・効果的な行財政運営を確立するために取り組まなくてはならない改革の方向性を示したものであり、市民の皆様と行政が一体となって取り組まなければその達成はありえないと考えております。

新市まちづくり計画の基本方針にある“共に汗かくまち”すなわち、市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、お互いが知恵を出し合いながら本市の行財政改革を推進していきたいと思っております。

菊川市長 太田 順一

第1章 改革の必要性

●菊川市の現状と改革の必要性

●菊川市の現状と改革の必要性

本市は、平成 17 年 1 月 17 日に 2 町が合併して誕生したが、極めて厳しい財政状況の中での出発となった。歳入については、合併による財政支援はあるものの、社会環境や経済情勢に大きく左右され、国県支出金の見直しや税源移譲、地方交付税改革の不透明感など、多くの不確定要素や変動要因が存在している。三位一体改革(*1)による地方交付税(*2)への影響も大きく、財政調整基金(*3)のとりくずしと起債(*4)により収支均衡を図っている状況にある。

また、歳出についても合併後直ちに行政経費が削減できないことや、旧町から引き継いだ大型事業を多く抱えており、厳しさの増す歳入状況を考えたとき、将来にわたり持続可能な財政構造の構築が大きな課題となっている。

また、時代は分権型社会に向けた新たな変動期を迎え、自立した地方政府としてその基盤を固め、自らの判断と責任で地域の問題解決につながる多様な市民サービスを提供することが求められている。これからは市民との協働(*5)や民間活力の利用など、公共サービスの提供主体や提供方法の多様化が、新しい自治のスタイルとして不可欠なものになっていくであろう。

このような市政を取り巻く環境の変化に対応し、自己責任、自己決定に基づいた分権型社会の時代にふさわしい自治体を目指し、改革を進めていくための指針として、行財政改革大綱を策定する。

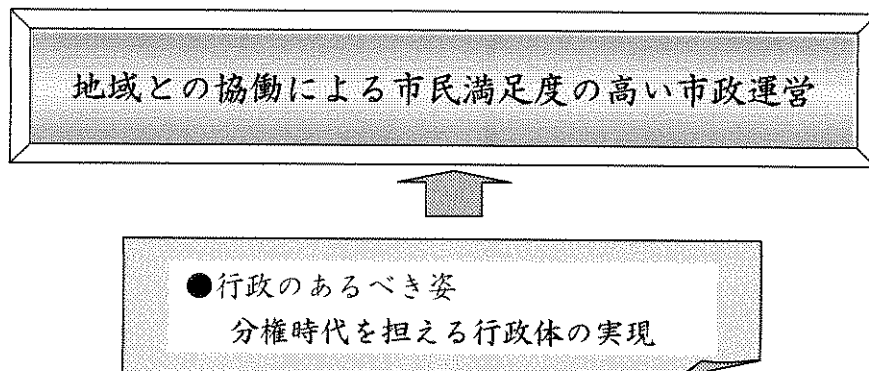
第2章 改革の目標と基本方針

第1節 改革の目標

第2節 改革の基本方針

第1節 改革の目標

1 目標



今後も予想される厳しい社会経済環境を乗り越え、地方分権時代にふさわしい自立した行政体として、良質で充実した市民サービスの提供と効率的・効果的な市政運営を行うため、「地域との協働による市民満足度（*6）の高い市政運営」を改革の目標とする。

この目標の実現のため、行政としては「分権時代を担える行政体」をあるべき姿とし、機能的な市役所への変革や市民と行政との協働による市政の確立、安定的な財政基盤の確立を基本方針として改革を推進していく。

第2節 改革の基本方針

1. 機能的な市役所への変革
2. 市民と行政との協働による市政の確立
3. 安定的な財政基盤の確立

1 機能的な市役所への変革

昨今の社会経済環境の大きな変化により、市民の意識やライフスタイルなどは大きく変化し、それに伴い市民ニーズは多様化・高度化してきている。これらの市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、事務事業や組織体制の見直し、民間活力の利用等により行政のスリム化を図るとともに、資質の高い人材の育成や利便性の高い窓口サービスの提供、防災力向上のための広域化の推進等により行政サービスの向上に努め、機能的な市役所の体制づくりを進める。

2 市民と行政との協働による市政の確立

地方分権時代を迎え、地域の特性に応じた特色あるまちづくりを行うには、すべてを行政が主体となって取り組むのではなく、コミュニティ協議会や市民活動団体、民間事業者など地域社会を構成するさまざまな団体との協働によりまちづくりを進める必要がある。

このため、これらの団体と協働でまちづくりを進める体制を確立するとともに、市民活動を担う団体の育成や活動を支援する仕組みを構築する。

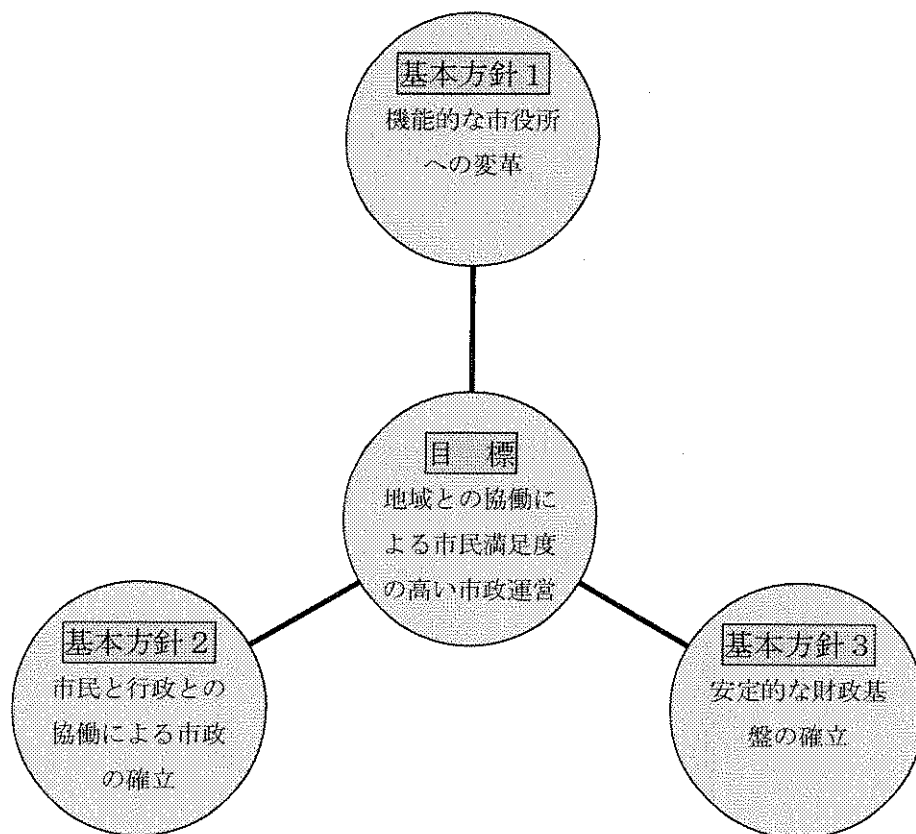
また、行政情報を積極的に公開することにより市民との情報の共有化、行政の透明性の確保を図り、市民と行政との協働による市政を確立する。

3 安定的な財政基盤の確立

本市の平成17年度一般会計当初予算は、161億8,800万円でその構成は自主財源(*7)86億7,142万4千円(53.6%)、依存財源(*8)75億1,657万6千円(46.4%)となっている。人口の増加に伴い順調に伸びてきた市税収入も、減税の影響や景気の低迷等により平成9年度の65億8,300万円をピークに減少傾向にあり、平成17年度当初予算の62億8,300万円は、ピーク時から3億円、4.6%減少している。景気は緩やかに回復しているものの、バブル景気のように市税の大幅な伸びは今後期待できない状況にある上、歳出面では、投資的経費(*9)の割合が高く、さらに公債費(*10)や高齢化の進行に伴う扶助費(*11)、特別

会計(*12)への繰出金(*13)も年々増加しており、起債や基金のとりくずしで歳入不足を補ってきたこれまでの財政運営を見直すことが本市にとって緊急の課題となっている。

このため、短期・中長期的な税源政策により安定した歳入の確保を図るとともに、歳出構造の抜本的な見直しを行い、安定的な財政基盤を確立する。



菊川市の行財政改革推進項目 体系図

| 目標 | 行政のありさま | 改革の 基本方針 | 改革の方策 | 重点項目 | 計画項目 |
|-----------------------|----------------|---------------|--------------------|-----------|---|
| | | | 大項目 | 中項目 | 小項目(集中改革プラン項目) |
| 地域との協働による市民満足度の高い市政運営 | 分権時代を担える行政体の実現 | ●機能的な市役所への変革 | 行政のスリム化 | 事務事業等の見直し | 行政評価の構築と導入 機能的で柔軟な組織体制への移行 定員の純減目標の設定 給与等の適正化 |
| | | | | 民間活力の利用 | 民間委託の促進 指定管理者制度の導入 |
| | | | 行政サービスの向上 | 人材育成の推進 | 職員(臨時職員を含む)研修の充実 成果主義、能力主義を取り入れた人事考課 |
| | | | | 市民サービスの向上 | 窓口サービスの向上 電子自治体の構築 |
| | | | | 行政の広域化 | 広域行政の推進 |
| | | | ●市民と行政との協働による市政の確立 | 地域との協働の推進 | 市民参加の機会拡大と活動支援 |
| | | 情報の共有化と透明性の確保 | | | 情報の提供方法・手段の拡大による行政運営の透明性の確保 |
| | | ●安定的な財政基盤の確立 | 経費節減等の財政効果 | 歳出構造の見直し | 投資的経費の縮減 起債の抑制 扶助費の見直し 補助金等の見直し 地方公営企業の経営健全化 外郭団体の経営健全化(第三セクターを含む) 特別会計の健全化・経営基盤の強化 |
| | | | | | 安定した歳入の確保 |
| | | | | 中長期的な税源政策 | 新たな工業団地の造成と企業誘致の促進 新たな税源の確保 |

第3章 改革の取組内容

第1節 機能的な市役所への変革

第2節 市民と行政との協働による市政の確立

第3節 安定的な財政基盤の確立

第1節 機能的な市役所への変革

[1] 行政のスリム化

(1) 事務事業等の見直し

市民ニーズが高度化、多様化している中で高い市民満足を得るためには、市民の目線に立った事務事業の展開が不可欠である。このため、行政評価(*14)を導入し、成果の向上の観点から事務事業の整理、縮小、再構築を行うとともに、総合的な政策課題や新たな課題に迅速に対応できる機能的で柔軟な組織体制を構築する。また、定員適正化計画を策定し、計画的に定員削減を実施するとともに、社会通念上、過剰な手当の適正化を図る。

(2) 民間活力の利用

民間でできることは民間に委ねるという基本的な考えのもと、民間委託によるサービスの向上や経費の削減が見込める事務事業については、公的責任に留意し、積極的に民間活力を利用する。既に民間に委託している事務事業であっても、随時見直しを行い、より効率的、効果的な方法を検討していく。

[2] 行政サービスの向上

(1) 人材育成の推進

誠実で思いやりがあり、目標の実現に果敢に行動する意識が高い職員を育成するため、人材育成基本計画を策定し、臨時職員を含めた研修制度の充実を図る。また、業務に精力的に取り組んでいる職員を評価するため、成果主義(*15)・能力主義(*16)を取り入れた人事考課制度(*17)を確立するとともに、組織の中で職員を活かす人材活用システムを構築する。

(2) 市民サービスの向上

開庁時間の延長や市税等のコンビニエンスストアでの収納、電子化による事務手続きの迅速化、簡略化など、市民サービスの向上に主眼を置いたサービスの提供について検討する。

(3) 行政の広域化

大規模災害の発生時における防災体制の強化・充実のため、広域的な体制の確立について検討する。

第2節 市民と行政との協働による市政の確立

[1] 地域との協働の推進

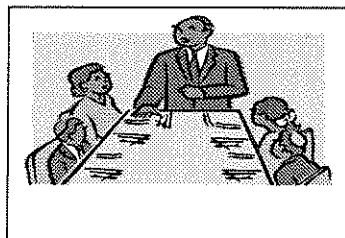
(1) 市民参加の機会の拡大と活動支援

地域の特性に応じた特色あるまちづくりを行うため、行政が本来担うべき領域を明確にし、行政以外が主体となった方が望ましい事務事業については、地域社会を構成するさまざまな団体と協働でまちづくりを進める体制を確立する。

また、協働の相手となる市民活動団体やコミュニティ協議会(*18)の育成を行うとともに、これらの活動を行政側から支援するため、地域担当係員制度(*19)等の仕組みを構築する。

(2) 情報の共有化と透明性の確保

地域との協働を推進していくためには、市民と行政との信頼関係を築く必要がある。このため、情報公開制度(*20)や個人情報保護制度(*21)の的確な運用に努めつつ、行政情報を積極的に公開するとともに、まちづくりへ市民の意見を反映させるなど、市民との情報の共有化、行政の透明性の確保を図る。



第3節 安定的な財政基盤の確立

[1] 経費節減等の財政効果

(1) 歳出構造の見直し

歳入に見合った歳出を基本とし、歳出構造の抜本的な見直しを図る。とりわけ投資的経費である普通建設事業費については、財政の安定化が図られるよう新規事業、継続事業とも抑制、延伸、休止などを行い事業費の縮減や起債の抑制を図る。

また、高齢化の進行により増加している扶助費については、他市と比較して特に突出している事業の見直しや社会福祉協議会等の福祉法人との役割分担の明確化を行うとともに、地域福祉計画（*22）を策定し、地域の福祉力を高める施策を推進することにより抑制を図る。

補助金については、支出する基準が明確ではない上に、終期が設定されていないものが大半を占めるため、補助金が既得権化し、現在の社会情勢に合わない制度が見直しされないまま存在している。このため、補助金の交付基準を策定して終期の設定を行うとともに、公益性、事業効果、支出の適格性等の観点から既存補助金の見直しや新規補助金の交付の適否の判断を行う。

特別会計、地方公営企業（*23）、第三セクター（*24）の経営については、独立した事業主体として運営することを基本とし、経営健全化のための取組みを実施することにより、繰出金の抑制を図る。

[2] 安定した歳入の確保

(1) 短期的な税源政策

財源不足を補うための対策として、市税等の収納率の向上、使用料・手数料等の定期的な見直し、未利用市有地等の市有財産の有効活用を図る。

(2) 中長期的な税源政策

本市は市内にＪＲ東海道線菊川駅や東名高速道路菊川インターチェンジ、近隣にＪＲ東海道新幹線掛川駅や御前崎港を有している。今後、第二東名高速道路や静岡空港の整備により陸・海・空の利便性がさらに高まる将来性豊かな地域である。

この恵まれた地理条件を活かし、新たな工業団地の造成を行い積極的な企業誘致を図る。

また、不均一課税となっている都市計画税（*25）について、導入の手法や時期について明確にする。

第4章 改革の実現に向けて

[1] 大綱の目標年度

[2] 行財政改革推進体制と進行管理

[1] 大綱の目標年度

平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間で集中的に改革を実施する。

[2] 行財政改革推進体制と進行管理

(1) 集中改革プランの策定

行財政改革を着実に推進するため、大綱に基づき、具体的な取組み項目を明記した集中改革プランを策定する。

(2) 計画の推進と公表

行財政改革推進本部を中心に、推進機関である行財政改革推進スタッフや関係各課が連携をとりながら集中改革プランを確実に推進していく。

また、集中改革プランの進捗状況を定期的に行財政改革推進懇話会に報告するとともに、市民へ公表する。

参 考 資 料

- 資料 1 : 用語に関する説明
- 資料 2 : 菊川市行財政改革推進組織体系図
- 資料 3 : 策定経緯

資料 1 : 用語に関する説明

* 1 三位一体改革

(1) 国庫補助負担金の廃止・縮減、(2) 地方交付税の見直し、(3) 地方への税源移譲の3つを一体で行うもの。

平成 15 年 6 月 27 日に閣議決定された小泉内閣の「骨太の方針」で、その内容が示された。

* 2 地方交付税

各地方公共団体は、その地域の経済状況などによって、財政力に違いがある。そこで、地域ごとの住民に対する公共サービスに格差が生じないように、国が各地方公共団体の財源不足を埋め、地方公共団体間の財政力の差を調整するために国税 5 税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を地方へ配分するお金のこと。

* 3 財政調整基金

予期しない収入減や不測の支出増加に備え、財源の余裕がある年度に積み立てておく基金。

* 4 起債

地方自治体が、道路や施設の建設などによる歳入不足を補うため、政府や民間の金融機関などから資金を借入れること。

* 5 協働

住民・行政・企業など複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合いながら、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力していく関係。

* 6 市民満足度

道路、福祉、教育、公園、医療、環境など行政が市民に提供するサービスに対して、市民が実感する満足の度合。

* 7 自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうるお金のことを言い、市税、使用料等が該当する。

*** 8 依存財源**

国や県などから支出されるお金のことを言い、国庫支出金、県出金、地方交付税交付金や、借入金である市債などが該当する。

*** 9 投資的経費**

道路や公園など将来にわたる資産形成のための工事費や用地取得費などのこと。

*** 10 公債費**

地方公共団体が借り入れたお金の返済金。

*** 11 扶助費**

社会保障制度の一環として、児童、老人、生活困窮者を援助するための経費。

*** 12 特別会計**

特定の事業を行う場合又は特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区分する必要があるため、法律や条例に基づいて設置するもので、本市の特別会計には、国民健康保険・老人保健・介護保険・下水道特別会計がある。

*** 13 繰出金**

特別会計として独立させている事業へ不足する額又は一定割合分を一般会計から繰出すお金のこと。

*** 14 行政評価**

行政活動(市役所で行う仕事)を一定の基準・視点にしたがって定期的に評価し、そこで得られた評価情報を次の計画立案や、事業改善へと反映させていくこと。

*** 15 成果主義**

目標設定の仕組みを整えた上で、人事評価の際に、仕事における結果やそこに至る過程を重視すること。

*** 16 能力主義**

人の能力の高さを重視した人事評価を行うこと。

*** 17 人事考課制度**

仕事の成果とそのプロセスを評価するもので個人の能力をどれだけ発揮したかを評価するもの。

*** 18 コミュニティ協議会**

コミュニティとは、いま暮らしている地域を良くしようという人々の活動によって生み出される生活の場である。コミュニティを豊かにするために、市民自らが地域の課題を解決して住みよい地域環境を創造しようとする様々な活動がコミュニティ活動であり、本市では、地区単位で設置されるコミュニティ活動の中心となる組織がコミュニティ協議会。

*** 19 地域担当係員制度**

本市では、地域づくりを推進する上で必要となる情報の提供やアドバイス等をする担当者を地域担当係員と位置付け、今後設置に向けてその役割、設置方法等について十分な検討を行った上で決定することとしている。

*** 20 情報公開制度**

市民の「知る権利」を保障するため市が保有している情報を広く公開・提供する制度。

*** 21 個人情報保護制度**

市が保有している個人情報を保護し、適正に取り扱うためのルールを定めた制度。

*** 22 地域福祉計画**

地域住民相互の助け合いや地域と行政との協働による福祉活動の推進のために実施する施策を定めた計画。

*** 23 地方公営企業**

県や市町村といった地方公共団体が経営する企業で、地方公共団体と同様に公共の福祉の増進を目的としているが、事業に必要な経費については、税金ではなく、原則として受益者からの料金収入によって賄われる。本市では、水道・病院・下水道が該当する。

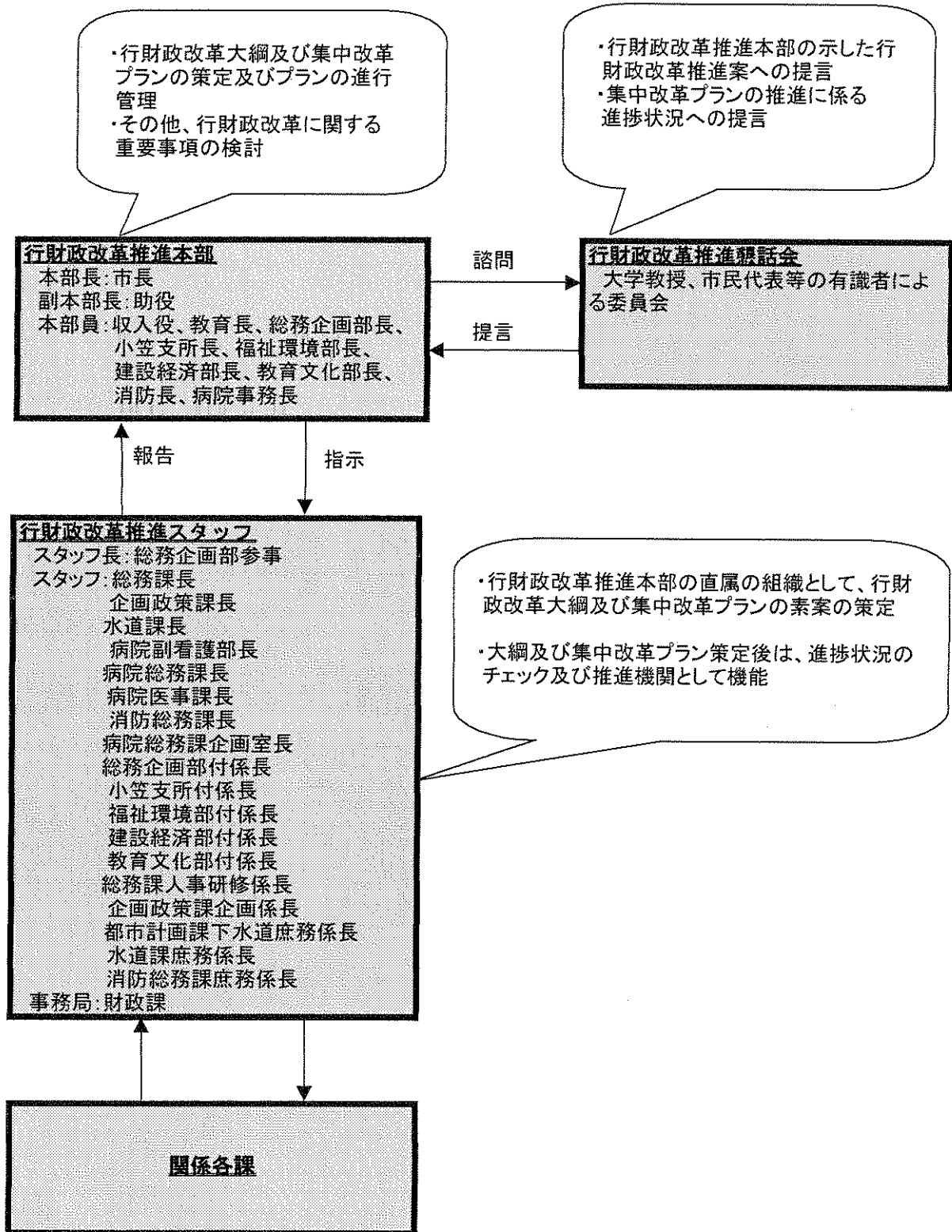
*** 24 第三セクター**

地方公共団体（第一セクター）と民間事業者（第二セクター）との共同出資で設立された法人。本市には、(有)菊川生活環境センターがある。

*** 25 都市計画税**

都市計画事業または、土地区画整理事業に要する費用にあてるために目的税として土地、家屋に課税されるもの。本市では、旧菊川町の都市計画区域内の用途地域を対象として課税している。

資料2：菊川市行財政改革推進組織体系図



資料3：策定経緯

| 年月日 | 会議名等 |
|--------------|-------------------|
| 平成17年 4月 1日 | 財政課行財政改革係発足 |
| 5月 25日 | 第1回行財政改革推進スタッフ会議 |
| 6月 6日 | 第2回行財政改革推進スタッフ会議 |
| 6月 15日 | 第3回行財政改革推進スタッフ会議 |
| 6月 17日 | 第1回行財政改革推進本部会議 |
| 7月 8日 | 第1回行財政改革推進懇話会 |
| 7月 20日 | 関係課係長会議 |
| 8月 29日 | 行財政改革推進懇話会正副会長会議 |
| 8月 30日 | 第4回行財政改革推進スタッフ会議 |
| 9月 14日 | 第5回行財政改革推進スタッフ会議 |
| 9月 16日 | 第2回行財政改革推進本部会議 |
| 9月 30日 | 第2回行財政改革推進懇話会 |
| 10月 4日～7日 | 関係課ヒアリング |
| 10月 13日 | 第6回行財政改革推進スタッフ会議 |
| 10月 19日 | 第3回行財政改革推進本部会議 |
| 10月 24日 | 行財政改革推進懇話会正副会長会議 |
| 10月 25日 | 第3回行財政改革推進懇話会 |
| 11月 7日 | 第7回行財政改革推進スタッフ会議 |
| 11月 10日 | 第4回行財政改革推進本部会議 |
| 11月 10日 | 行財政改革推進懇話会正副会長会議 |
| 11月 16日 | 第4回行財政改革推進懇話会 |
| 12月 6日 | 第8回行財政改革推進スタッフ会議 |
| 12月 16日 | 第5回行財政改革推進本部会議 |
| 12月 20日 | 行財政改革推進懇話会正副会長会議 |
| 12月 22日 | 第5回行財政改革推進懇話会 |
| 平成18年 1月 30日 | 行財政改革推進懇話会より市長へ提言 |
| 2月 3日 | 第9回行財政改革推進スタッフ会議 |
| 2月 10日 | 第6回行財政改革推進本部会議 |
| 2月 28日 | 第7回行財政改革推進本部会議 |

菊川市行財政改革大綱

平成 17～21 年度

平成 18 年 3 月策定

菊川市役所総務企画部財政課

〒 439-8650

静岡県菊川市堀之内 61

TEL 0537-35-0922